

# 介護予防・日常生活支援総合事業 の請求事務について

(平成30年4月改正)

大阪市福祉局高齢者施策部  
高齢福祉課  
介護保険課

# 目次

1. 請求から支払いまでの事務処理の流れ <u>(平成30年2月サービス提供分以降)</u>	
(1) 利用者(要支援者)が総合事業のサービスのみを利用する場合	5
(2) 利用者(事業対象者)が総合事業の選択型通所サービスのみを利用する場合	6
(3) 利用者(事業対象者)が総合事業のサポート型訪問サービスのみを利用する場合	7
(4) 利用者(要支援者)が予防給付と総合事業のサービスを利用する場合	8
(5) 利用者(要支援者)が予防給付と総合事業のサポート型訪問サービスを利用する場合	9
2. 請求から支払いまでの事務処理の流れ <u>(平成30年1月サービス提供分まで)</u>	
(1) 利用者(要支援者)が総合事業のサービスのみを利用する場合	10
(2) 利用者(事業対象者)が総合事業の選択型通所サービスのみを利用する場合	11
(3) 利用者(事業対象者)が総合事業のサポート型訪問サービスのみを利用する場合	12
(4) 利用者(要支援者)が予防給付と総合事業のサービスを利用する場合	13
(5) 利用者(要支援者)が予防給付と総合事業のサポート型訪問サービスを利用する場合	14

## 目次

3. 「大阪市介護予防・日常生活支援総合事業費」の請求事務について	
(1) 訪問型サービスの場合	15
(2) 通所型サービスの場合	16
(3) 訪問型サービス・通所型サービス共通	17～18
(4) 地域包括支援センターの場合	19
(5) 地域包括支援センターから一部委託を受けた指定居宅介護支援事業所の場合	19
(6) 請求から支払いまでの流れについて	20
(7) 介護予防支援費、介護予防ケアマネジメント費の請求について	21
(8) 請求に係る様式について	21
(9) サービス費の地域区分単価について	22
(10) サービスコード表について	23
(11) 介護予防ケアマネジメント費の一部委託料について	23
(12) ケアプランの自己作成の場合の取扱い	24
(13) 他市町村の住民に対するサービス提供	24

# 1. 請求から支払いまでの事務処理の流れ

○地域包括支援センターでの介護予防ケアマネジメント費の請求の流れが、平成30年2月サービス提供分から変わります。（1－（1）～1－（5）のとおり）

（変更点）

①総合事業のサービスのみを利用する場合の介護予防ケアマネジメント費の請求について、大阪市社会福祉協議会及び大阪市（福祉局）を経由せず、直接大阪府国保連合会への伝送請求になります。

②サポート型訪問サービスのみを利用する場合の“初回のみケアマネジメント費”（一部委託不可）の請求の際に必要な「委託先支援事業所情報」の作成・提出が不要になります。

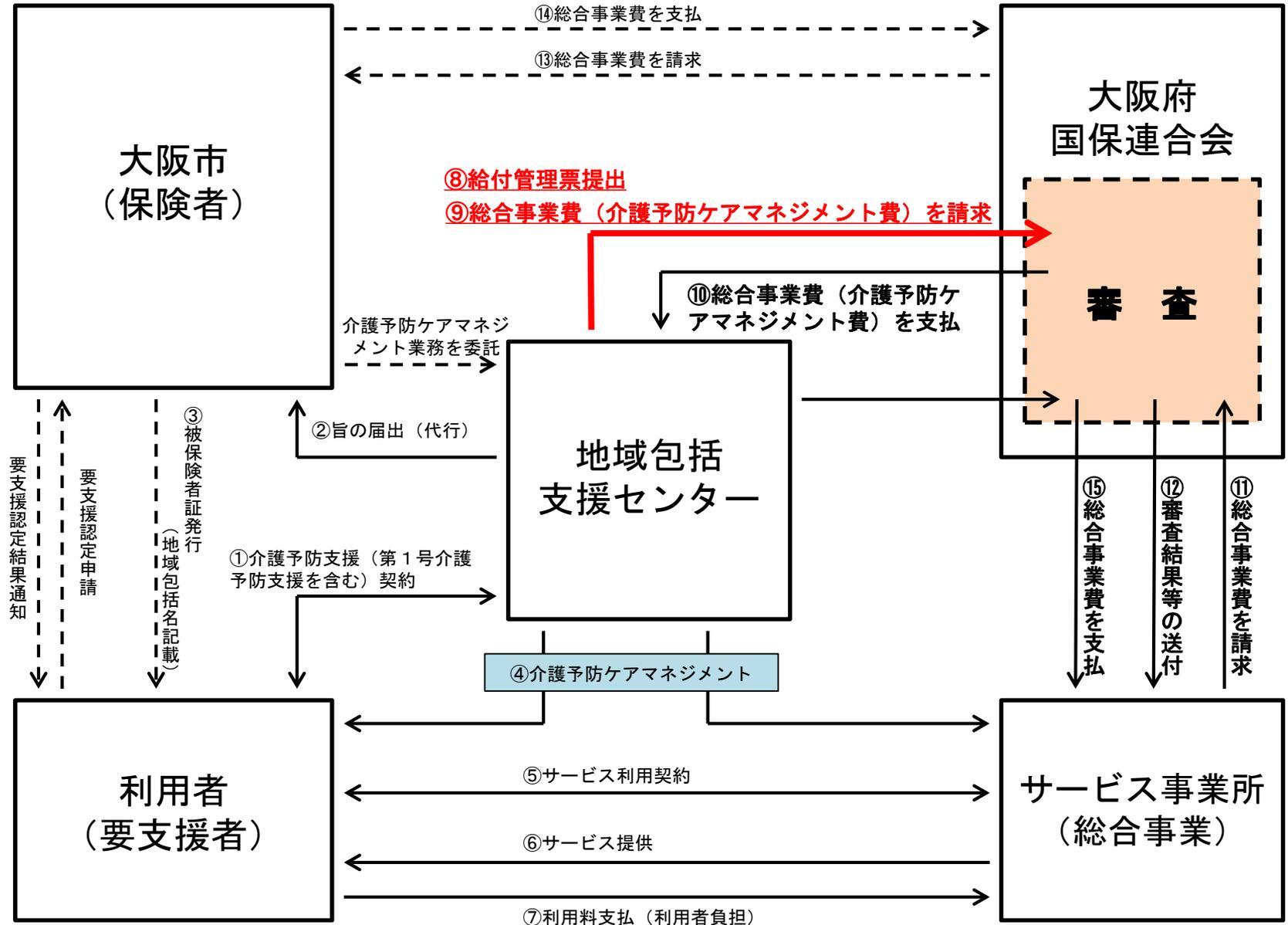


注意

※ただし、平成29年4月サービス提供分から平成30年1月サービス提供分までの月遅れ請求や過誤請求を行う場合は、従来どおりの流れとなります。（2－（1）～2－（5）のとおり）

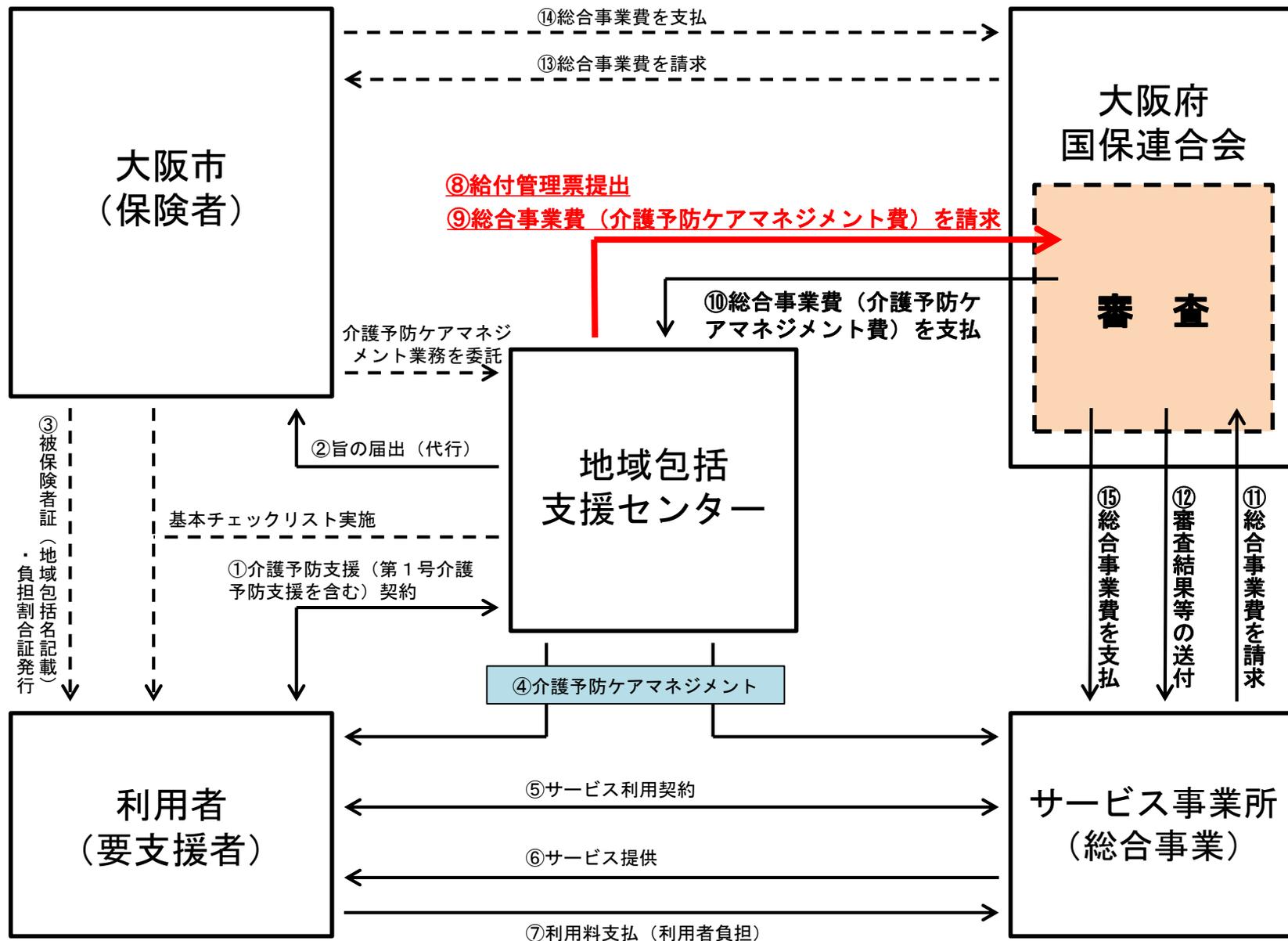
# 1. 請求から支払いまでの事務処理の流れ (H30.02サービス提供分以降)

## (1) 利用者（要支援者）が総合事業のサービスのみを利用する場合



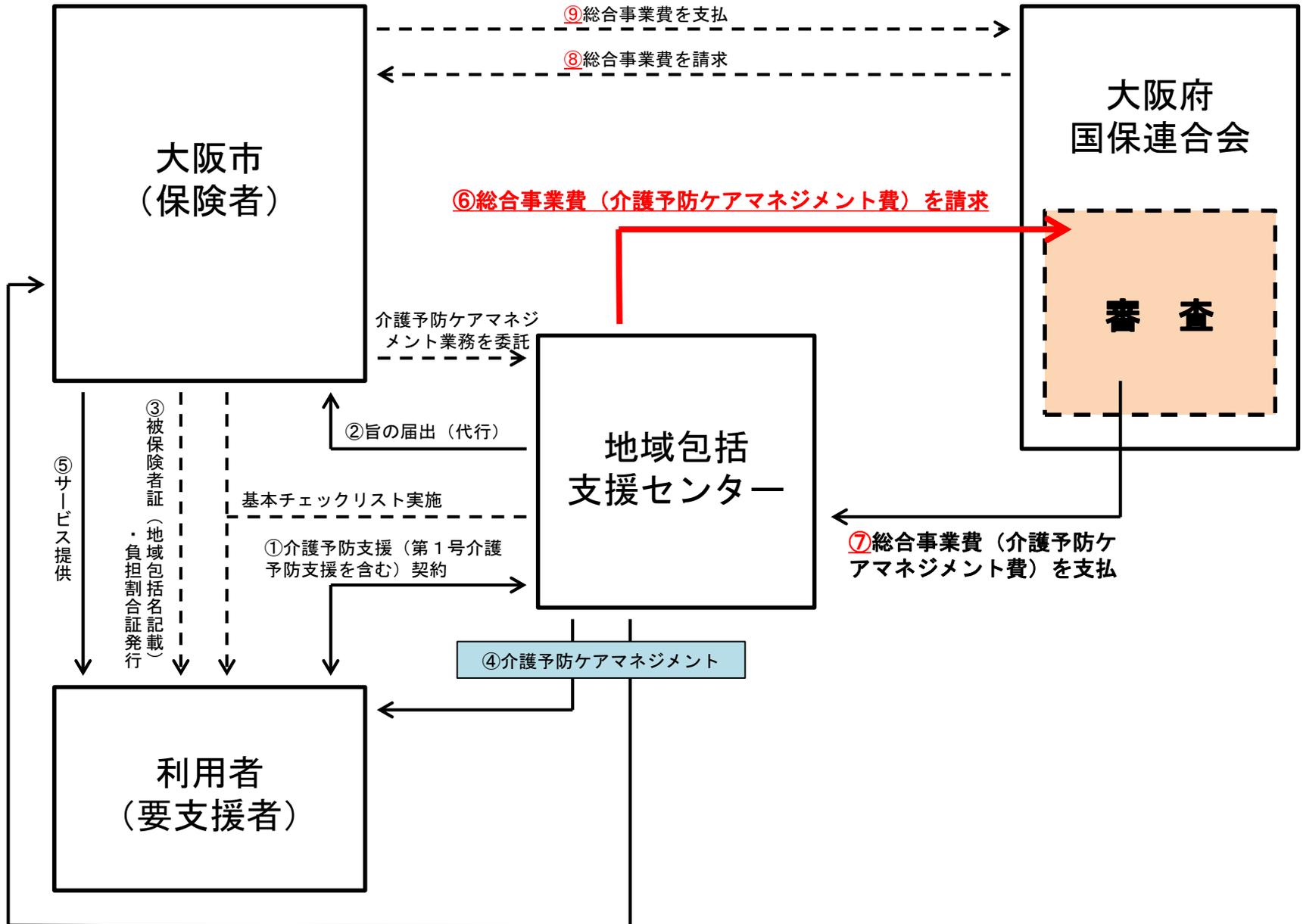
# 1. 請求から支払いまでの事務処理の流れ (H30.02サービス提供分以降)

## (2) 利用者（事業対象者）が総合事業の選択型通所サービスのみを利用する場合



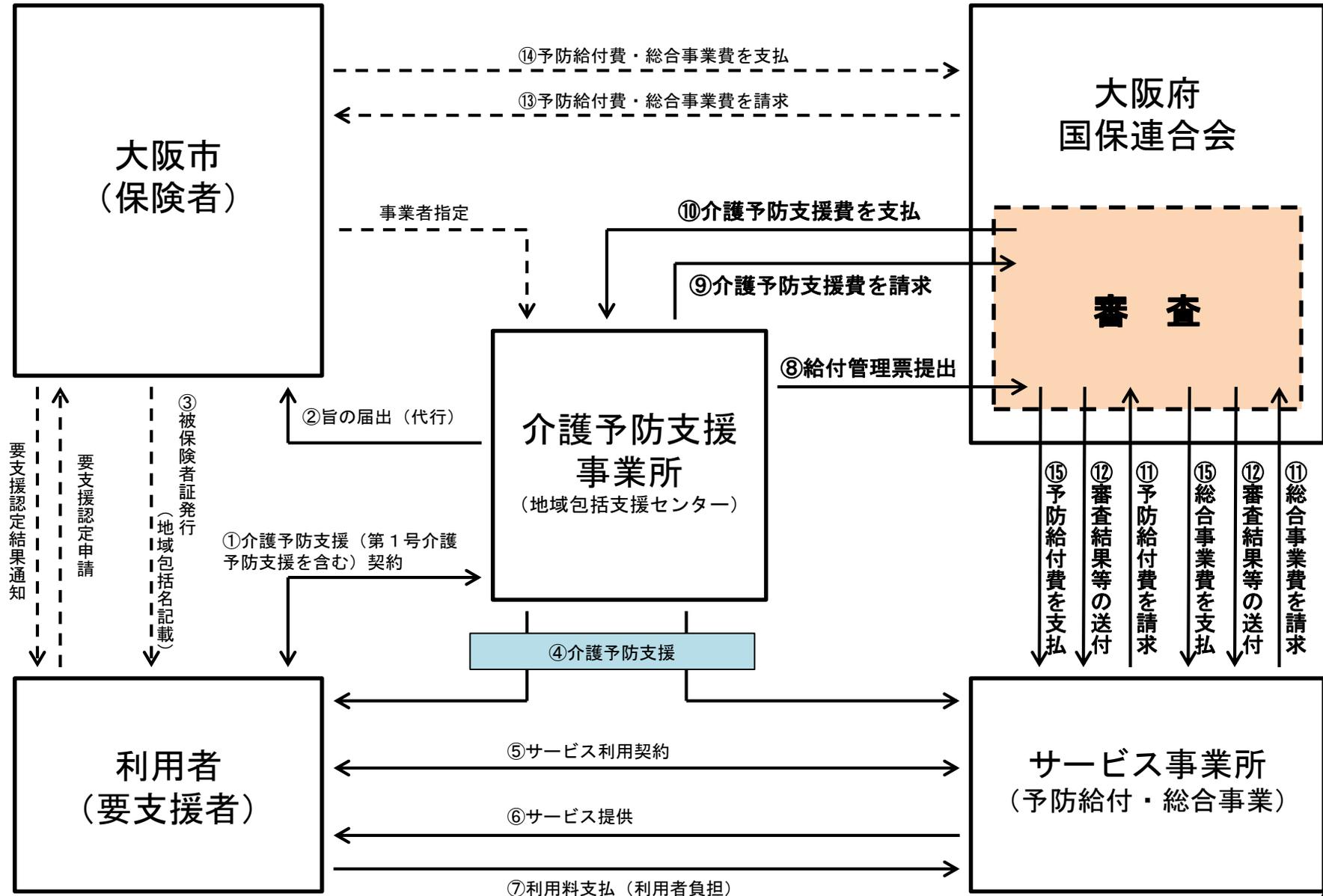
# 1. 請求から支払いまでの事務処理の流れ (H30.02サービス提供分以降)

## (3) 利用者 (事業対象者) が総合事業のサポート型訪問サービスのみを利用する場合



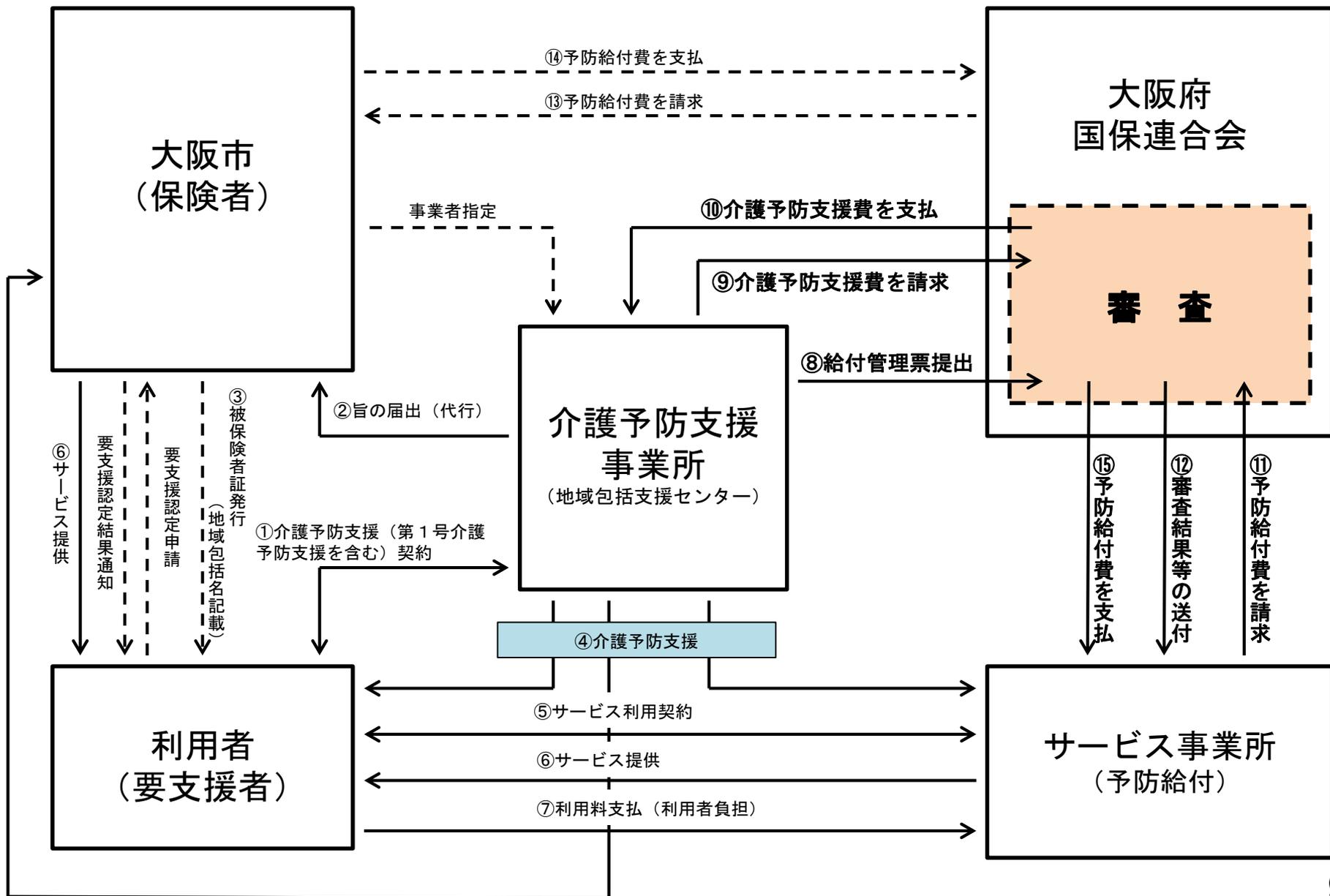
# 1. 請求から支払いまでの事務処理の流れ (H30.02サービス提供分以降)

## (4) 利用者(要支援者)が予防給付と総合事業のサービスを利用する場合



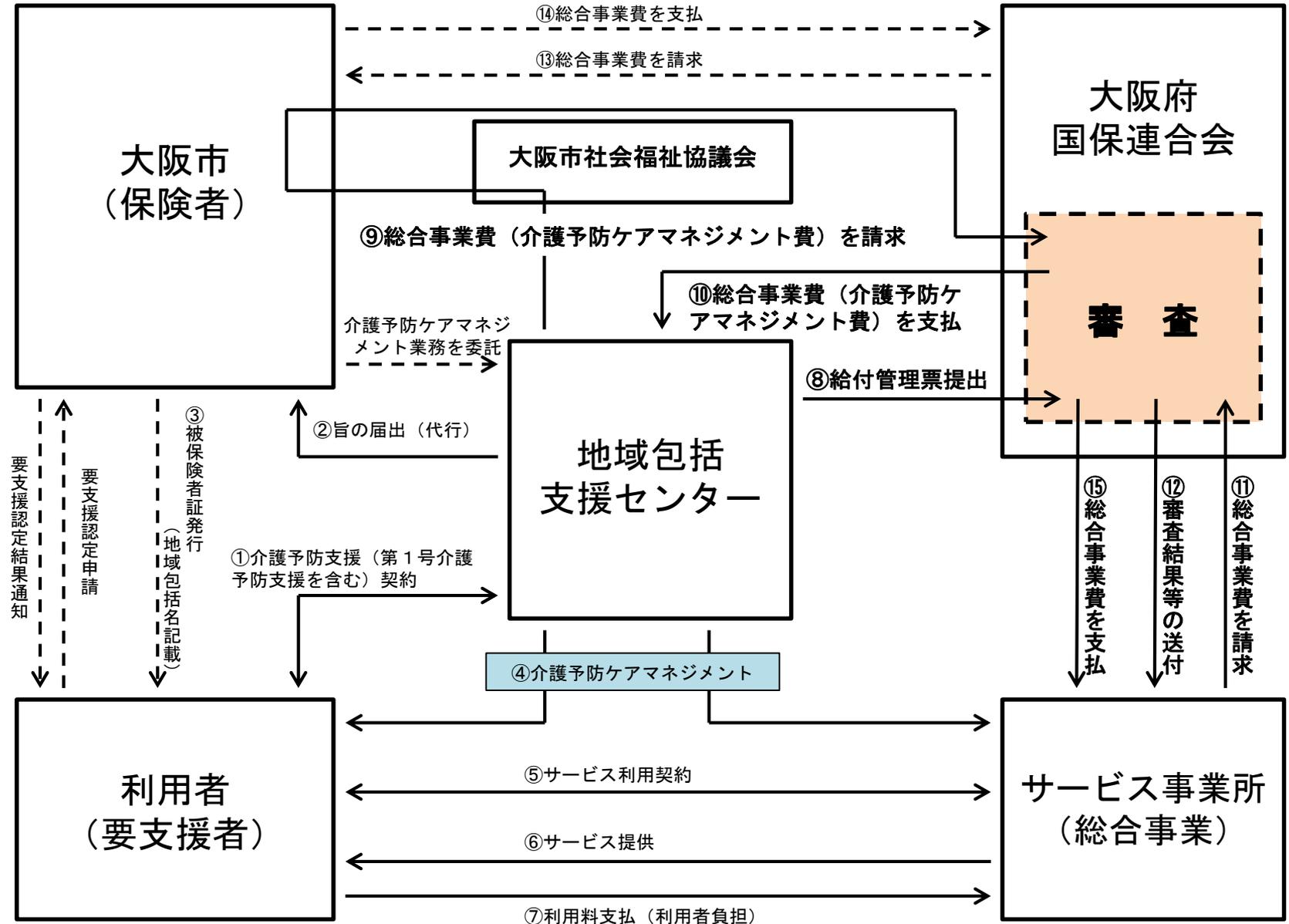
# 1. 請求から支払いまでの事務処理の流れ (H30.02サービス提供分以降)

## (5) 利用者（要支援者）が予防給付と総合事業のサポート型訪問サービスを利用する場合



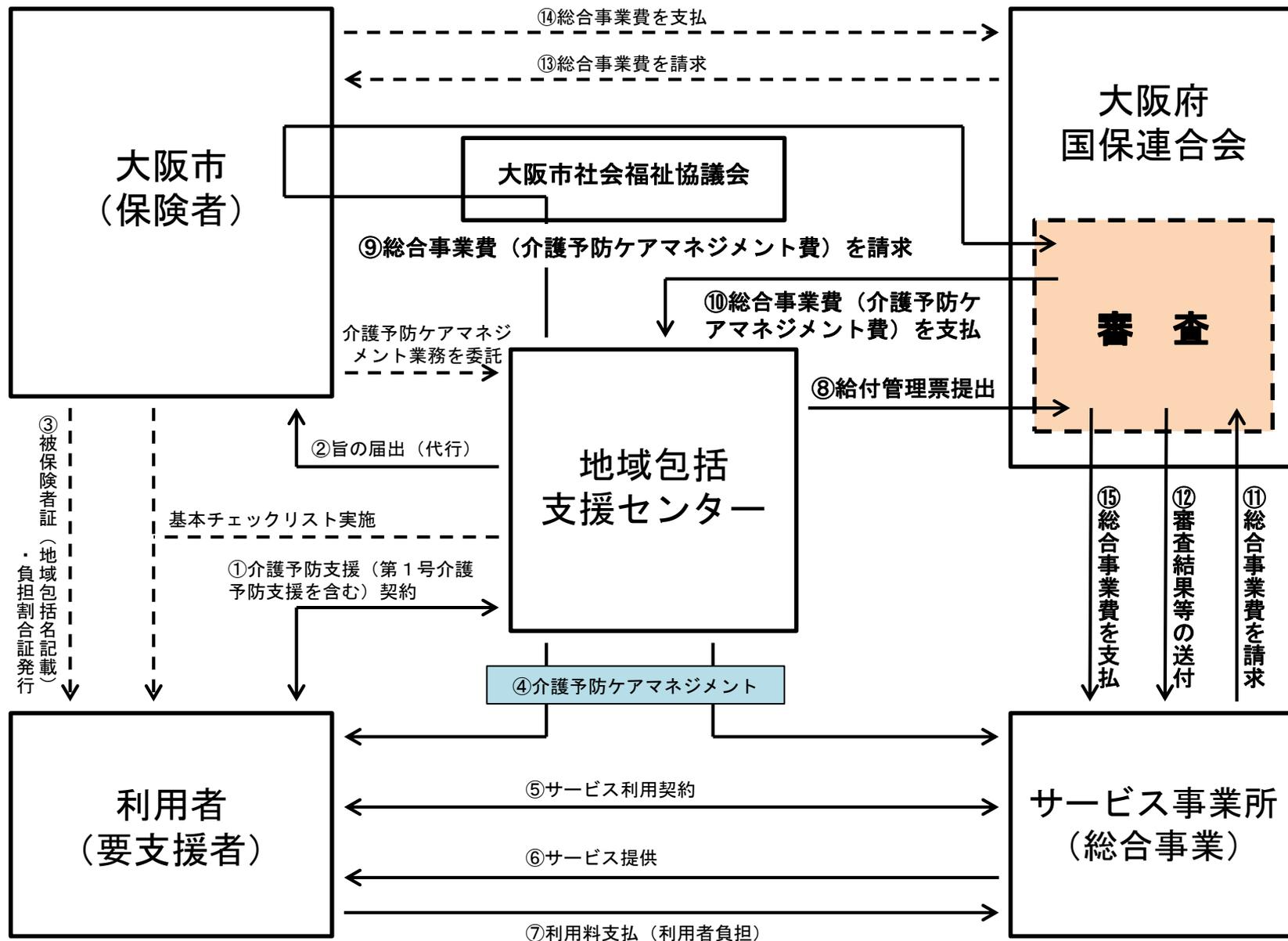
## 2. 請求から支払いまでの事務処理の流れ (H30.01サービス提供分まで)

### (1) 利用者（要支援者）が総合事業のサービスのみを利用する場合



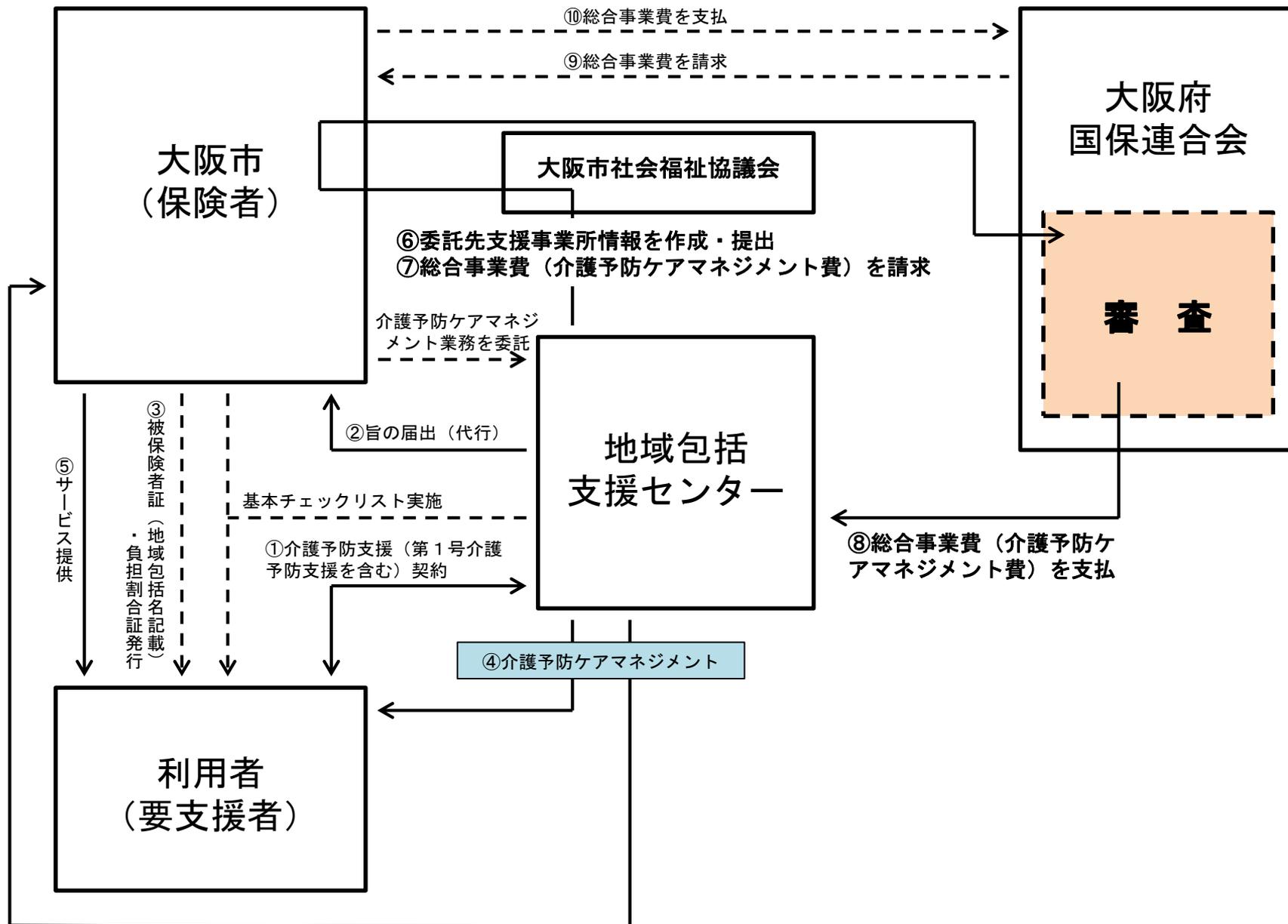
## 2. 請求から支払いまでの事務処理の流れ (H30.01サービス提供分まで)

### (2) 利用者（事業対象者）が総合事業の選択型通所サービスのみを利用する場合



## 2. 請求から支払いまでの事務処理の流れ (H30.01サービス提供分まで)

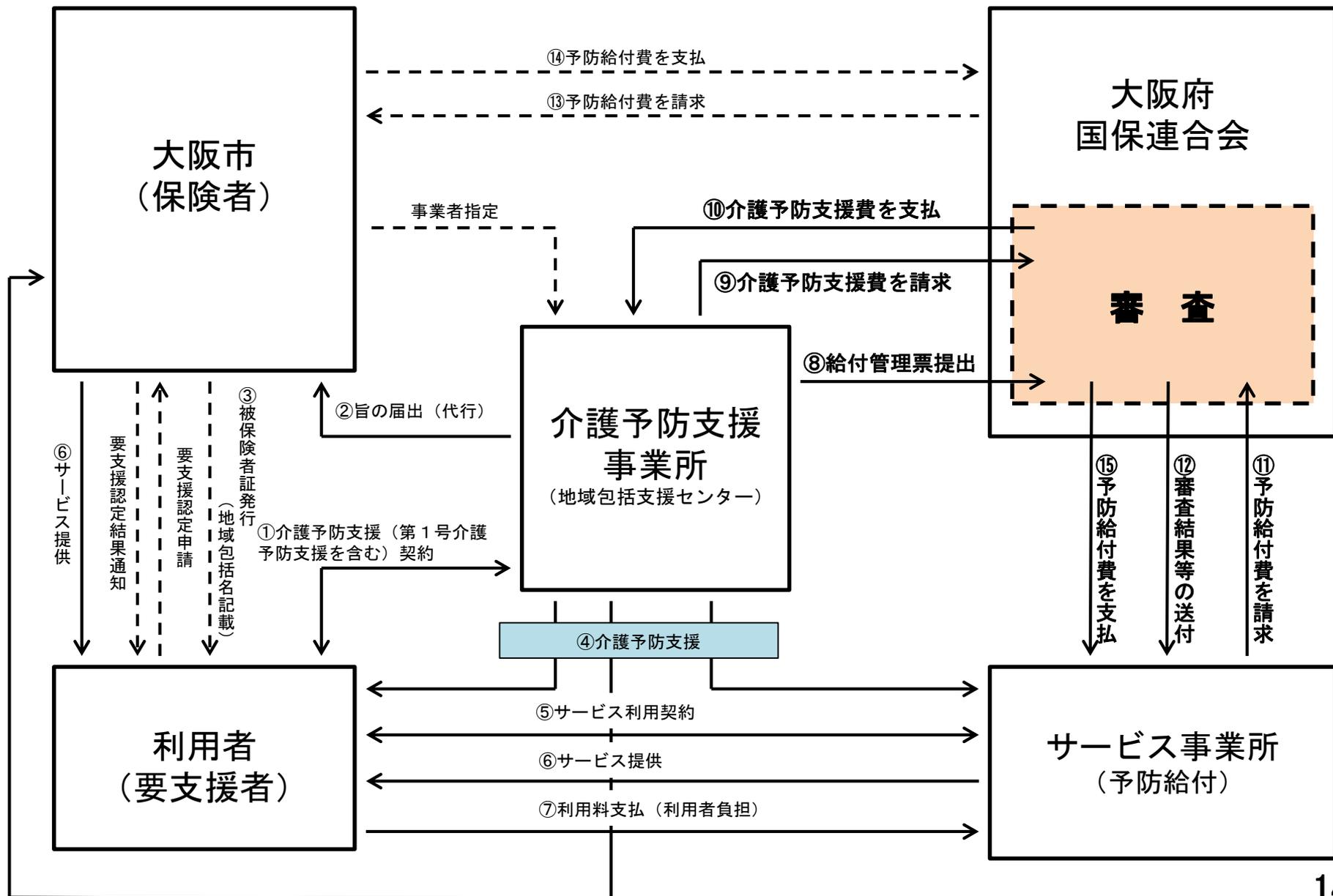
### (3) 利用者（事業対象者）が総合事業のサポート型訪問サービスのみを利用する場合





## 2. 請求から支払いまでの事務処理の流れ (H30.01サービス提供分まで)

### (5) 利用者（要支援者）が予防給付と総合事業のサポート型訪問サービスを利用する場合



### 3. 「大阪市介護予防・日常生活支援総合事業費」の請求事務について

#### (1) 訪問型サービスの場合

##### ① 請求方法について

- ・事業費の請求にあたっては、従来と同様に「明細書」を大阪府国保連合会に送付して請求してください。
- ・その際使用する「明細書」は、様式2-3「総合事業費明細書（訪問型サービス費・通所型サービス費・その他の生活支援サービス費）」を使用してください。

※総合事業費の請求に様式2-2「介護予防サービス介護給付費明細書」は使えません。

##### ② 使用するサービスコードについて

- ・大阪市では、平成29年4月から、介護予防訪問介護ではなく総合事業の訪問型サービスとして提供しますので、平成29年4月サービス提供分からは、介護予防訪問介護（61）のサービスコードは使用できません。総合事業のサービスコードを使用してください。

#### 総合事業のサービスコード

- ・ 介護予防型訪問サービス （A2：介護予防型訪問サービス）月額報酬
- ・ 共生型介護予防型訪問サービス（A2：共生型介護予防型訪問サービス）月額報酬
- ・ 生活援助型訪問サービス （A2：生活援助型訪問サービス）月額報酬
- ・ 共生型生活援助型訪問サービス（A2：共生型生活援助型訪問サービス）月額報酬

※共生型訪問サービスとは、障がい福祉サービスの居宅介護・重度訪問介護の指定を受けた指定事業所であって、総合事業の共生型訪問サービスの指定を受けた事業所が提供する訪問サービスのことを指します。

##### ③ (A1)のサービスコードは使用しないでください。

- ・他市町村で使用する（A1）のサービスコードは訪問型サービス（みなし）のサービスコードです。大阪市では訪問型サービス（みなし）のサービス提供はありませんので、使用しないでください。

### 3. 「大阪市介護予防・日常生活支援総合事業費」の請求事務について

#### (2) 通所型サービスの場合

##### ① 請求方法について

- ・事業費の請求にあたっては、従来と同様に「明細書」を大阪府国保連合会に送付して請求してください。
- ・その際使用する「明細書」は、様式2-3「総合事業費明細書（訪問型サービス費・通所型サービス費・その他の生活支援サービス費）」を使用してください。

※総合事業費の請求に様式2-2「介護予防サービス介護給付費明細書」は使えません。

##### ② 使用するサービスコードについて

- ・大阪市では、平成29年4月から、介護予防通所介護ではなく総合事業の通所型サービスとして提供しますので、平成29年4月サービス提供分からは、介護予防通所介護（65）のサービスコードは使用できません。総合事業のサービスコードを使用してください。

##### 総合事業のサービスコード

- ・ 介護予防型通所サービス （A6：介護予防型通所サービス）月額報酬
- ・ 共生型介護予防型通所サービス（A6：共生型介護予防型通所サービス）月額報酬
- ・ 短時間型通所サービス （A6：短時間型通所サービス）月額報酬
- ・ 共生型短時間型通所サービス（A6：共生型短時間型通所サービス）月額報酬
- ・ 選択型通所サービス （A7：選択型通所サービス）実績払い報酬

※共生型通所サービスとは、障がい福祉サービスの生活介護・自立訓練・児童発達支援・放課後等デイサービス事業の指定を受けた指定事業所であって、総合事業の共生型通所サービスの指定を受けた事業所が提供する通所サービスのことを指します。

##### ③ (A5)のサービスコードは使用しないでください。

- ・他市町村で使用する（A5）のサービスコードは通所型サービス（みなし）のサービスコードです。大阪市では通所型サービス（みなし）のサービス提供はありませんので、使用しないでください。

##### ④ 要支援2の週1回程度利用のサービスコードの新設について

- ・A6のサービスコードについては、要支援2の週1回程度利用のサービスコードを新設しています。
- ・平成29年4月サービス提供分以降に要支援2で1か月を通じて、週1回程度のサービス利用を行う際は、このサービスコードを使用してください。

### 3. 「大阪市介護予防・日常生活支援総合事業費」の請求事務について

#### (3) 訪問型サービス・通所型サービス共通

##### ① 日割り請求の導入について

- ・総合事業では、月額報酬の訪問型サービス、通所型サービスについて、サービス提供開始月、サービス提供終了月において日割り請求が導入されます。
- ・契約締結、契約解除にあたっては、給付管理を行う、担当の介護支援専門員と十分に調整を図ってください。

(日割り請求の対象となる月額報酬のサービス)

- |                               |                               |
|-------------------------------|-------------------------------|
| ・介護予防型訪問サービス (A 2)            | ・生活援助型訪問サービス (A 2)            |
| ・ <u>共生型介護予防型訪問サービス (A 2)</u> | ・ <u>共生型生活援助型訪問サービス (A 2)</u> |
| ・介護予防型通所サービス (A 6)            | ・短時間型通所サービス (A 6)             |
| ・ <u>共生型介護予防型通所サービス (A 6)</u> | ・ <u>共生型短時間型通所サービス (A 6)</u>  |

- ・日割り請求を行う場合は、日割りのサービスコードを使用してください。

(参考) 日割り請求について

- ・途中でサービス提供開始の場合・・・契約日をもって日割り請求
- ・途中でサービス提供終了の場合・・・契約解除日をもって日割り請求

#### 注意点

- ・訪問型サービスも通所型サービスも、地域包括支援センター等の介護支援専門員のケアマネジメントに基づきサービス提供を行うものですので、当然のことですが、サービス利用契約の「契約日」は、地域包括支援センターと利用者との間で締結するケアマネジメントの契約日より前になることはありません。
- ・もし、地域包括支援センターと利用者との間で締結するケアマネジメントの契約日より前にサービス提供を行ったとしても、報酬請求の対象となりませんのでご注意ください。

### 3. 「大阪市介護予防・日常生活支援総合事業費」の請求事務について

#### ② 日割り請求時等の各種加算の取扱いについて

- ・各種加算については、日割りは適用されません。
- ・利用者がサービス事業所を変更する場合など、同月内に複数のサービス事業所の請求がある場合、月当たりで算定する加算については、複数の事業所で同一の加算を算定することはできません。この場合、月末時点でサービス提供を行っている事業所のみ算定が可能です。

(例)

A事業所 月初～15日まで介護予防型通所サービスで運動器機能向上加算対象サービスを提供  
B事業所 16日～月末まで介護予防型通所サービスで運動器機能向上加算対象サービスを提供

→ 運動器機能向上加算（A 6 5 0 0 2）を算定できるのはB事業所のみ

#### ③ 処遇改善加算について

- ・訪問型サービスにおける処遇改善加算については、介護予防型訪問サービスと生活援助型訪問サービスで共通のサービスコードを設定していますので、処遇改善加算を算定する事業所においては、どちらのサービスであっても、同じコードを使用してください。

(訪問型サービスの処遇改善加算のサービスコード)

- ・介護職員処遇改善加算 I～V (A 2) 6 2 6 9、6 2 7 0～6 2 7 5

- ・通所型サービスにおける処遇改善加算については、介護予防型通所サービスと短時間型訪問サービスで共通のサービスコードを設定していますので、処遇改善加算を算定する事業所においては、どちらのサービスであっても、同じコードを使用してください。

(通所型サービスの処遇改善加算のサービスコード)

- ・介護職員処遇改善加算 I～V (A 6) 6 1 0 0、6 1 1 0～6 1 1 5

### 3. 「大阪市介護予防・日常生活支援総合事業費」の請求事務について

#### (4) 地域包括支援センターの場合

- ・介護予防ケアマネジメント費の請求にあたっては、本資料のP5～P14「請求から支払いまでの事務処理の流れのイメージ図」のような請求事務の流れになります。

#### (5) 地域包括支援センターから一部委託を受けた指定居宅介護支援事業所の場合

- ・介護予防支援費、介護予防ケアマネジメント費の請求・支払い事務で、「過誤請求が発生した場合の取扱い」については、平成29年3月サービス提供分までと平成29年4月以降サービス提供分で一部変更点があります。

##### (平成29年3月サービス提供分まで)

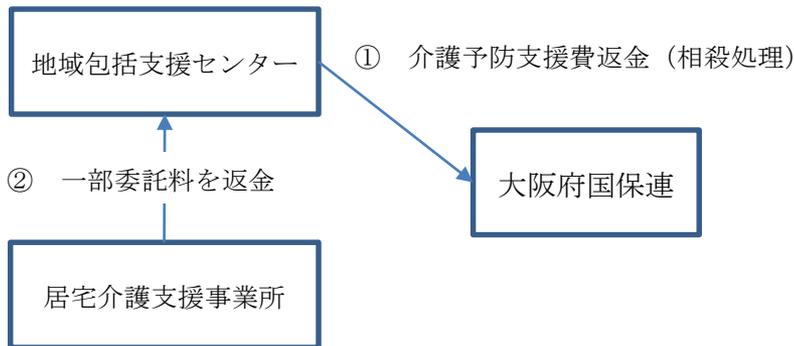
過誤請求に伴い、地域包括支援センターから一部委託料を含めて全額、国保連合会に返金（※）し、一部委託先指定居宅介護支援事業所から地域包括支援センターに一部委託料分を返金

##### (平成29年4月サービス提供分以降)

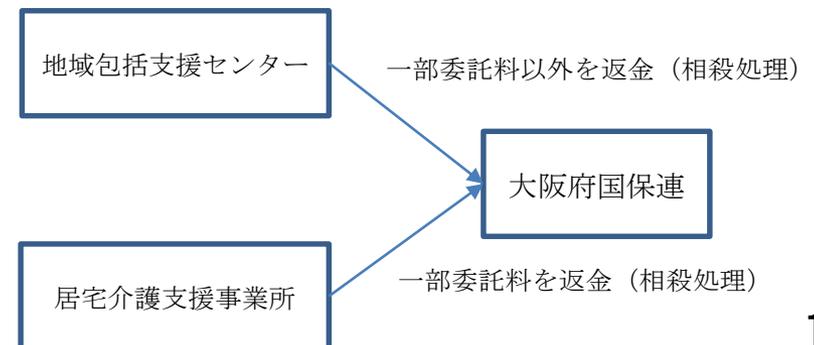
過誤請求に伴い、一部委託先指定居宅介護支援事業所から一部委託料分、地域包括支援センターから一部委託料を除く残りの額をそれぞれ国保連合会に返金（※）

※国保連合会への返金は、実際には当月分との間で相殺処理が行われます。

##### (平成29年3月サービス提供分まで)



##### (平成29年4月サービス提供分以降)



### 3. 「大阪市介護予防・日常生活支援総合事業費」の請求事務について

#### (6) 請求から支払いまでの流れについて

##### ①地域包括支援センターの場合

- ・ 予防給付のサービスと総合事業のサービスを利用する場合は、**予防給付の介護予防支援**になりますので、その場合は、介護給付費明細書（介護予防支援）（様式7-2）を作成し、サービス提供月の翌月10日までに**大阪府国保連合会に直接提出**してください。
- ・ 総合事業のサービスのみを利用する場合は、**総合事業の介護予防ケアマネジメント**になりますので、その場合は、総合事業費明細書（介護予防ケアマネジメント費）（様式7-3）を作成し、サービス提供月の翌月10日までに大阪府国保連合会に直接提出してください。
- ・ 給付管理票（様式11）は、総合事業のサービスと予防給付のサービスを併せて記載し、現行の予防給付の介護予防支援と同様に、サービス提供月の翌月10日までに**大阪府国保連合会に直接提出**してください。

※サポート型訪問サービスのみを利用する場合（初回のみケアマネジメントの場合）は、給付管理対象外となりますので、給付管理票（様式11）は不要です。

##### ②サービス事業所の場合

- ・ 総合事業費明細書（訪問型サービス費・通所型サービス費）（様式2-3）は、現行の予防給付と同様に、サービス提供月の翌月10日までに大阪府国保連合会に直接提出してください。
- ・ 予防給付のサービスと総合事業のサービスを同じ事業者（事業所番号、事業所名が同一）が提供した場合であっても、予防給付は介護給付費明細書（様式2-2）、総合事業は総合事業費明細書（様式2-3）をそれぞれ作成し、サービス提供月の翌月10日までに大阪府国保連合会に直接提出してください。

### 3. 「大阪市介護予防・日常生活支援総合事業費」の請求事務について

#### (7) 介護予防支援費、介護予防ケアマネジメント費の請求について

利用者	利用するサービス		ケアマネジメント費の種類	提出先	
	予防給付	総合事業		給付管理票	請求書・明細書
要支援者	○	○	介護予防支援費	大阪府国保連合会	大阪府国保連合会
	○		介護予防支援費	大阪府国保連合会	大阪府国保連合会
		○	介護予防ケアマネジメント費	大阪府国保連合会(※1)	<b>大阪府国保連合会</b>
事業対象者		○	介護予防ケアマネジメント費	大阪府国保連合会(※1)	<b>大阪府国保連合会</b>

(※1) サポート型訪問サービスのみを利用する場合は、給付管理票は不要となりました。(平成30年2月サービス提供分以降)

#### (8) 請求に係る様式について

様式番号	様式名	
様式1	介護給付費請求書	一部変更
様式1-2	介護予防・日常生活支援総合事業費請求書	新設
様式2-2	介護予防サービス・地域密着型介護予防サービス介護給付費明細書	一部変更
様式2-3	介護予防・日常生活支援総合事業費明細書 (訪問型サービス費・通所型サービス費・その他の生活支援サービス費)	新設
様式7-2	介護予防支援介護給付費明細書	変更なし
様式7-3	介護予防・日常生活支援総合事業費明細書 (介護予防ケアマネジメント費)	新設
様式11	給付管理票	一部変更

### 3. 「大阪市介護予防・日常生活支援総合事業費」の請求事務について

#### (9) サービス費の地域区分単価について

- ・大阪市の総合事業のサービスに対しては、全て、2級地の地域区分単価を設定します。  
 訪問型サービス 11.12円（1単位当たり）  
 通所型サービス 10.72円（1単位当たり）

	大阪市の被保険者に大阪市の総合事業のサービスを提供する場合 →大阪市の総合事業のサービスコードで請求	他市町村の被保険者に他市町村の総合事業のサービスを提供する場合 →他市町村の総合事業のサービスコードで請求
大阪市内の事業所	(大阪市の地域区分：2級地) ・訪問型サービス 11.12円 ・通所型サービス 10.72円	他市町村が実施する総合事業のサービス種類によって、事業所所在地の地域区分か、他市町村の地域区分かなど、状況が異なります。
大阪市外の事業所 (他市町村)		他市町村が実施する総合事業のサービス種類によって、事業所所在地の地域区分か、他市町村の地域区分かなど、状況が異なります。

※他市町村の総合事業のサービス種類については、それぞれの市町村にお問い合わせください。

- ・ただし、住所地特例対象者の場合は、住所地の市町村が実施する総合事業のサービスを利用するため、住所地の市町村の地域区分になります。

	大阪市の住所地特例対象者（被保険者）に他市町村の総合事業のサービスを提供する場合 ・保険者：大阪市 ・住所地（施設所在地）：他市町村 →他市町村の総合事業のサービスコードで請求	他市町村の住所地特例対象者（他市町村の被保険者）に大阪市の総合事業のサービスを提供する場合 ・保険者：他市町村 ・住所地（施設所在地）：大阪市 →大阪市の総合事業のサービスコードで請求
大阪市内の事業所	他市町村が実施する総合事業のサービス種類によって、事業所所在地の地域区分か、他市町村の地域区分かなど、状況が異なります。	(大阪市の地域区分：2級地) ・訪問型サービス 11.12円 ・通所型サービス 10.72円
大阪市外の事業所 (他市町村)	他市町村が実施する総合事業のサービス種類によって、事業所所在地の地域区分か、他市町村の地域区分かなど、状況が異なります。	

※他市町村の総合事業のサービス種類については、それぞれの市町村にお問い合わせください。

### 3. 「大阪市介護予防・日常生活支援総合事業費」の請求事務について

#### (10) サービスコード表・単位数表マスタについて

- ・サービスコード表は、大阪市ホームページで公開しています。
- ・単位数表マスタ（CSVファイル）は、大阪市のホームページで公開しています。  
指定居宅介護支援事業所及び訪問型サービス・通所型サービスを実施する事業所につきましては、給付管理票の作成・国保連合会への請求の際に、単位数表マスタが必要となります。  
各事業所におかれては、請求ソフトに本市ホームページから単位数表マスタのファイルを取り込んでご使用ください。

#### サービスコード表・単位数表マスタの掲載場所

[大阪市トップページ](#) → [くらし](#) → [健康・医療・福祉](#) → [高齢者の方へ](#)  
→ [介護保険](#) → [利用できるサービス](#)

URL：<http://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000392348.html>

#### (11) 介護予防ケアマネジメント費の一部委託料について

- ・地域包括支援センターから指定居宅介護支援事業所に一部委託する際の委託料は、従来の介護予報支援費と同額です。

(参考)

サービス名称	基本単位数	地域区分単価	サービス費	一部委託料
介護予防ケアマネジメント	430	11.12	4,781	4,207
介護予防ケアマネジメント(初回加算含む)	730	11.12	8,117	5,508
介護予防ケアマネジメント(連携加算含む)	730	11.12	8,117	6,376
介護予防ケアマネジメント(初回加算及び連携加算含む)	1,030	11.12	11,453	7,677

### 3. 「大阪市介護予防・日常生活支援総合事業費」の請求事務について

#### (12) ケアプランの自己作成の場合の取扱い

- ・ケアプランの自己作成の場合、「総合事業費明細書」（様式2-3）の介護予防サービス計画欄には、次のとおり記載してください。

介護予防 サービス 計画	3. 介護予防支援事業者・地域包括支援センター作成											
	事業所 番号	2	7	0	4	1	4	9	9	9	2	事業所 名称

#### (13) 他市町村の住民に対するサービス提供

- ・総合事業のサービスは、住所地（住民票のある市町村）が実施する、総合事業のサービスを提供することとなっています。
- ・他市町村の住民に対し、他市町村が実施する総合事業のサービスを提供した場合は、当該他市町村のサービスコードで大阪府国保連合会等へ請求しなければなりません。
- ・各市町村がそれぞれサービスコード表（CSVファイル）をホームページ等で公開していますので、必要に応じて、各事業所の請求システムに取り込んでください。